

第1 報告案件の概要

- 1 大規模小売店舗の名称 ららぽーと TOKYO—BAY
- 2 所在地 船橋市浜町二丁目1番1号
- 3 建物設置者 三井不動産株式会社 代表取締役 菰田 正信
- 4 小売業者名 アニエスベーサンライズ ほか（業種：総合店 ほか）
- 5 変更しようとする事項

（1）駐車場の位置

（2）駐輪場の位置及び収容台数

（変更前） 1, 170台

（変更後） 1, 245台

（3）荷さばき施設の位置及び面積

（変更前） 1, 535㎡

（変更後） 1, 906㎡

（4）廃棄物等の保管施設の位置及び容量

（変更前） 133m<sup>3</sup>

（変更後） 183m<sup>3</sup>

（5）駐車場の自動車の出入口の位置及び数

（変更前） 10か所

（変更後） 17か所

6 変更年月日 平成25年11月5日

7 処理経過

（1）届出日 平成25年3月4日

（2）公告縦覧期間 平成25年3月22日～平成25年7月22日

（3）説明会 平成25年4月5日

8 市町村・住民等の意見

（1）船橋市の意見 なし

（2）住民等の意見 なし

<届出概要>

- 1 店舗面積：116,879㎡
- 2 駐車場の収容台数：5,883台
- 3 駐輪場の収容台数：1,245台
- 4 荷さばき施設の面積：1,906㎡
- 5 廃棄物等の保管施設の容量：183m<sup>3</sup>
- 6 開店時刻：午前10時  
閉店時刻：午後9時
- 7 駐車場利用可能時間帯：  
午前9時～午後10時
- 8 駐車場の出入口の数：17か所
- 9 荷さばき可能時間帯：  
午前6時～午後10時

## 第2 県の意見

「意見なし」 平成25年8月19日通知

<理由>

- (1) この届出は、当店舗旧西館の建て替えに伴い一旦減少させた荷さばき施設及び廃棄物保管施設をほぼ元の面積及び容量に戻す変更、駐車場の位置変更及びそれに伴う自動車の出入口の数及び位置の変更並びに駐輪場の位置及び収容台数の変更で、周辺地域の生活環境に及ぼす影響は少ないものと認められること。
- (2) 法第8条第1項に規定する船橋市及び同条第2項に規定する住民等の意見がなかったこと。
- (3) 千葉県大規模小売店舗立地連絡調整会議委員に意見を聴いたところ、意見がなかったこと。

第1 報告案件の概要

- 1 大規模小売店舗の名称 新浦安駅ビル
- 2 所在地 浦安市入船一丁目48番3ほか
- 3 建物設置者 東日本旅客鉄道株式会社 代表取締役 富田 哲郎
- 4 小売業者名 株式会社有隣堂 ほか（業種：書籍・文具 ほか）
- 5 変更しようとする事項
  - (1) 廃棄物等の保管施設の位置
  - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
    - （変更前）開店時刻は午前10時（株式会社野田屋及び株式会社サン・プロパティーズは午前7時）、閉店時刻は午前0時
    - （変更後）開店時刻は午前9時（株式会社野田屋、株式会社サン・プロパティーズ及び株式会社ファミリーマートは午前7時）、閉店時刻は午前0時（株式会社ファミリーマートは午前7時）
  - (3) 駐車場を利用することができる時間帯
    - （変更前）午前10時～翌午前0時30分
    - （変更後）午前7時～翌午前7時
  - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
    - （変更前）午前6時～午後10時
    - （変更後）午前7時～翌午前7時
- 6 変更年月日 平成25年11月15日及び平成25年3月27日
- 7 処理経過
  - (1) 届出日 平成25年3月14日
  - (2) 公告縦覧期間 平成25年4月5日～平成25年8月5日
  - (3) 説明会 平成25年3月26日
- 8 市町村・住民等の意見
  - (1) 浦安市の意見 なし
  - (2) 住民等の意見 なし

<届出概要>

- 1 店舗面積：7,986㎡
- 2 駐車場の収容台数：73台
- 3 駐輪場の収容台数：380台
- 4 荷さばき施設の面積：287㎡
- 5 廃棄物等の保管施設の容量：148㎡
- 6 開店時刻：午前9時（株式会社野田屋、株式会社サン・プロパティーズ及び株式会社ファミリーマートは午前7時）  
閉店時刻：午前0時（株式会社ファミリーマートは午前7時）
- 7 駐車場利用可能時間帯：  
午前7時～翌午前7時
- 8 駐車場の出入口の数：  
入口・出口 各1か所
- 9 荷さばき可能時間帯：  
午前7時～翌午前7時

## 第2 県の意見

「意見なし」 平成25年9月4日通知

<理由>

- (1) この届出は、廃棄物保管施設の位置の変更、小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻、駐車場利用可能時間帯、荷さばき可能時間帯の変更で、周辺地域の生活環境に及ぼす影響は少ないものと認められること。
- (2) 法第8条第1項に規定する浦安市及び同条第2項に規定する住民等の意見がなかったこと。
- (3) 千葉県大規模小売店舗立地連絡調整会議委員に意見を聴いたところ、意見がなかったこと。

第1 報告案件の概要

- 1 大規模小売店舗の名称 西友浦安店
- 2 所在地 浦安市北栄一丁目548番地1ほか
- 3 建物設置者 合同会社西友 代表社員 ウォルマート・ジャパン・ホールディングス合同会社  
職務代行者 スティーブン・ヘイズ・デिकास ほか
- 4 小売業者名 合同会社西友（業種：食料品・家庭用品 ほか）
- 5 変更しようとする事項
  - (1) 駐車場の位置及び収容台数  
（変更前）63台  
（変更後）46台
  - (2) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置  
（変更前）3か所  
（変更後）2か所
- 6 変更年月日 平成25年3月20日
- 7 処理経過
  - (1) 届出日 平成25年3月19日
  - (2) 公告縦覧期間 平成25年4月5日～平成25年8月5日
  - (3) 説明会 説明会不要承認 平成25年5月10日
- 8 市町村・住民等の意見
  - (1) 浦安市の意見 なし
  - (2) 住民等の意見 なし

<届出概要>

- 1 店舗面積：10,736㎡
- 2 駐車場の収容台数：46台
- 3 駐輪場の収容台数：586台
- 4 荷さばき施設の面積：112㎡
- 5 廃棄物等の保管施設の容量：62㎡
- 6 開店時刻：午前9時  
閉店時刻：午前9時
- 7 駐車場利用可能時間帯：  
午前9時～翌午前9時
- 8 駐車場の出入口の数：2か所
- 9 荷さばき可能時間帯：  
午前6時～午後10時

第2 県の意見

「意見なし」 平成25年9月12日通知

<理由>

- (1) この届出は、駐車場所所有者からの契約解除の通知に伴う駐車場の台数減少及び位置変更であり、実態調査の結果、変更後も駐車台数は充足すること、また新たに追加される駐車場は既存の契約駐車場であることから、騒音、交通環境等の周辺環境への影響は軽微であると認められること。
- (2) 法第8条第1項に規定する浦安市及び同条第2項に規定する住民等の意見がなかったこと。
- (3) 千葉県大規模小売店舗立地連絡調整会議委員に意見を聴いたところ、意見がなかったこと。

第1 報告案件の概要

- 1 大規模小売店舗の名称 タイヨー八街店
- 2 所在地 八街市大木 670 番地 130 ほか
- 3 建物設置者 株式会社畔蒜工務店 代表取締役 畔蒜 毅
- 4 小売業者名 株式会社タイヨー（業種：食料品専門店（スーパー））
- 5 変更しようとする事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
 （変更前）開店時刻は午前8時、閉店時刻は午後9時45分  
 （変更後）開店時刻は午前7時、閉店時刻は午前0時
  - (2) 駐車場を利用することができる時間帯  
 （変更前）午前7時30分～午後10時  
 （変更後）午前6時45分～翌午前0時15分
- 6 変更年月日 平成25年4月10日
- 7 処理経過
  - (1) 届出日 平成25年3月25日
  - (2) 公告縦覧期間 平成25年4月16日～平成25年8月16日
  - (3) 説明会 平成25年5月7日
- 8 市町村・住民等の意見
  - (1) 八街市の意見 なし
  - (2) 住民等の意見 なし

<届出概要>

- 1 店舗面積：1,512㎡
- 2 駐車場の収容台数：115台
- 3 駐輪場の収容台数：45台
- 4 荷さばき施設の面積：80㎡
- 5 廃棄物等の保管施設の容量：44㎡
- 6 開店時刻：午前7時  
閉店時刻：午前0時
- 7 駐車場利用可能時間帯：  
午前6時45分～翌午前0時15分
- 8 駐車場の出入口の数：2か所
- 9 荷さばき可能時間帯：  
午前6時～午後6時

第2 県の意見

「意見なし」 平成25年9月10日通知

<理由>

- (1) この届出は、小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻、駐車場利用可能時間帯の変更で、一部で、夜間最大値の騒音が基準値を超過するものの、接道する主要地方道の環境騒音以下となっており、周辺地域の生活環境に及ぼす影響は少ないものと認められること。
- (2) 法第8条第1項に規定する八街市及び同条第2項に規定する住民等の意見がなかったこと。

第1 報告案件の概要

- 1 大規模小売店舗の名称 酒々井プレミアム・アウトレット
- 2 所在地 佐倉都市計画事業 酒々井南部地区土地区画整理事業 1 4 街区 1 画地ほか
- 3 建物設置者 三菱地所・サイモン株式会社 代表取締役 山中 拓郎
- 4 小売業者名 株式会社ワールド（衣料品・雑貨）ほか
- 5 変更しようとする事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻  
 (変更前) 午前10時  
 (変更後) 午前10時（但し、年間20日は午前9時30分）
  - (2) 駐車場を利用することができる時間帯  
 (変更前) 午前9時～午後10時  
 (変更後) 午前9時～午後10時（但し、年間20日は午前7時～午後10時）
- 6 変更年月日 平成25年4月19日
- 7 処理経過
  - (1) 届出日 平成25年3月28日
  - (2) 公告縦覧期間 平成25年4月16日～平成25年8月16日
  - (3) 説明会 説明会不要承認 平成25年4月12日
- 8 市町村・住民等の意見
  - (1) 酒々井町の意見 なし
  - (2) 住民等の意見 なし

第2 県の意見

「意見なし」 平成25年9月11日通知

<理由>

- (1) この変更届出は、開店時刻について、午前10時であったものを、年間20日間に限り午前9時30分へ変更するもの、及びそれに伴う駐車場利用時間の変更で、周辺地域の生活環境に及ぼす影響は軽微であると認められること。
- (2) 法第8条第1項に規定する酒々井町及び同条第2項に規定する住民等の意見がなかったこと。

<届出概要>

- 1 店舗面積：21,466㎡
- 2 駐車場の収容台数：2,340台
- 3 駐輪場の収容台数：50台
- 4 荷さばき施設の面積：987㎡
- 5 廃棄物等の保管施設の容量：64m<sup>3</sup>
- 6 開店時刻：午前10時  
 (但し、年間20日は午前9時30分)  
 閉店時刻：午後10時
- 7 駐車場利用可能時間帯：  
 午前9時～午後10時  
 (但し、年間20日は午前7時～午後10時)
- 8 駐車場の出入口の数：13か所
- 9 荷さばき可能時間帯：  
 午前7時～午後10時